

一般社団法人日本ポジティブ行動支援ネットワーク

定款

令和 6年 4月 29日作成

令和 6年 4月 30日定款認証

令和 6年 5月 8日会社成立

定 款

第1章 総 則

第1条 (名 称)

当法人は、一般社団法人日本ポジティブ行動支援ネットワークと称する。

第2条 (事務所)

当法人は、主たる事務所を奈良県北葛城郡広陵町に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

当法人は、行動支援に関する専門的知見によって、人々の生活の質を生涯に渡って高め、科学的に効果が検証された「ポジティブ行動支援」を推進し、人々とその家族、学校、各種機関、地域にとって意義のある成果を実現することを目的とする。この目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) ポジティブ行動支援に関わる研修教材及びツールの開発、およびその普及活動
- (2) ポジティブ行動支援をテーマとした全国規模または地域規模の研修会、研究会の企画・実施
- (3) ポジティブ行動支援の実践や研究成果を共有するための刊行物の発行
- (4) 上記目的を支え、これを達成するために必要と認められるその他の事業。

第3章 社 員

第4条 (法人の構成員)

当法人は、当法人の事業に賛同して入会した個人又は団体であって、理事会の承認を得て当法人の社員となった者をもって構成する。

第5条（任意退会）

社員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に当法人を退会することができる。

第6条（除名）

社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって除名することができる。この場合、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第7条（社員の資格の喪失）

前2条の場合の他、社員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき
- (2) 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が解散したとき

第4章 社員総会

第8条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

第9条（権限）

社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款で定めた事項に限り決議する。

第10条（社員総会の開催）

1. 当法人の定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
2. 当法人の臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と判断したとき

- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から、理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求を行った社員が、裁判所の許可を得て、社員総会を招集するとき

第11条 (招集)

社員総会は、前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

第12条 (議長)

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

第13条 (議決権の数)

社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

第14条 (決議)

1. 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

第15条 (議事録)

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第16条 (議決権の代理行使)

1. 社員は、代理人によって社員総会の議決権を行使することができる。この

場合、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ当法人に提出する。

2. 第1項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、当法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第17条 (社員総会決議の省略)

理事又は社員が社員総会の目的事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

第18条 (社員総会への報告の省略)

代表理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第5章 役員

第19条 (役員)

1. 当法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上10名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事のうち、1名を理事長とする。
3. 前項の理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が定める代表理事とする。

第20条 (役員を選任)

1. 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

第21条 (理事の職務及び権限)

1. 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
3. 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第22条 (監事の職務及び権限)

1. 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第23条 (役員任期)

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
3. 補欠のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第24条 (役員解任)

理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

第25条 (報酬等)

1. 当法人は、理事及び監事に対して、社員総会が定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
2. 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会の決議を経て、別に定める。

第26条 (競業及び利益相反取引)

1. 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承諾を受ける。
 - (1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。
 - (3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
2. 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告する。

第27条 (役員等の責任軽減)

1. 当法人は、一般法人法第113条第1項の規定により、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数による決議をもって、理事又は監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号所定の金額（以下、「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。
2. 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事又は監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。
3. 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間に、同法第111条第1項による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、最低責任限度額とする。

第6章 理事会

第28条 (構成)

1. 当法人に、理事会を設置する。
2. 理事会は、すべての理事で構成する。

第29条 (権限)

理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款に規定する職務

第30条 (招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

第31条 (決議)

1. 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
3. 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第32条 (議事録)

1. 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。
2. 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
3. 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。

第33条 (理事会への報告の省略)

理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、一般法人法第91条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理

事会への報告を省略することはできない。

第7章 資産及び会計

第34条 (事業年度)

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

第35条 (事業計画及び収支予算)

1. 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。
2. やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

第36条 (事業報告及び決算)

1. 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号及び第4号の書類については定時社員総会に報告しなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
2. 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
3. 第1項各号の書類、監査報告及び会計監査報告については、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く。

第8章 定款変更、事業譲渡及び解散

第37条 (定款の変更)

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第38条 (事業の全部譲渡)

当法人が事業の全部を譲渡する場合には、社員総会の決議によらなければならない。

第39条 (解 散)

当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員の欠亡
- (3) 合併により本法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

第40条 (清算法人の機関)

当法人が解散した場合（前条第1項第3号による解散及び同第4号による解散であって当該破産手続が終了していない場合を除く）には、当法人は清算法人となる。この場合、機関として、社員総会及び清算人の他、清算人会及び監事を設置する。

第41条 (残余財産の帰属)

当法人が清算する場合に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第42条 (公告の方法)

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 附 則

第43条 (細 則)

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第44条 (設立当初の事業年度)

当法人の設立当初の事業年度は、第34条にかかわらず、この法人の成立の日から令和7年3月末日までとする。

第45条 (設立時の役員)

当法人の設立時の理事及び監事は次のとおりである。

1 設立時理事

大久保 賢一

平澤 紀子

庭山 和貴

大對 香奈子

野口 晃菜

田中 善大

野田 航

岡村 章司

2 設立時代表理事

大久保 賢一

3 設立時監事

若林 上総

第46条 (設立時の社員)

当法人の設立時社員は次のとおりである。

大久保 賢一

平澤 紀子

庭山 和貴